

品川区目黒川船着場管理運営要綱

制定 令和元年12月12日 区長決定

要綱第326号

改正 令和3年 3月24日 部長決定

要綱第55号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）が、目黒川の船着場（五反田船着場、五反田ふれあい水辺広場船着場および東海橋船着場）についてその管理運営を行うための措置を講じ、もって目黒川における地域活性、旅客運送等の水辺空間を核とした賑わいおよび防災のための活動拠点を創出することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 船舶 次に掲げるものをいう。

ア 旅客船 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1項の規定により許可を受けた一般旅客定期航路事業、同法第20条第2項の規定による届出をした旅客の運送を目的とする不定期航路事業（海上運送法施行規則（昭和24年運輸省令第49号）第1条第3項の内航不定期航路事業に限る。）もしくは同法第21条第1項の規定により許可された旅客不定期航路事業または遊漁船業の適正化に関する法律（昭和62年法律第99号）第3条第1項の規定により都道府県知事の登録を受けた遊漁船業に供する船舶

イ 特殊用務船 河川管理者、消防、警察等の業務に使用する船舶

ウ 一般船舶 旅客船および特殊用務船以外の船舶

エ 非動力船 機関を用いず推進する手漕ぎボート、カヌー、Eボート、SUP (Stand Up Paddleboard)等の船舶

(2) 船着場 前号の船舶の発着に使用する係留施設をいう。

(3) 団体 区内において非営利または公益を目的として活動し、会則等により活動目的、組織運営体制等を定めている団体、行政団体および教育機関をいう。

(4) 事業者 営利を目的として舟運事業を行う者をいう。

(5) 区内事業者 本社、事業所等が区内にある事業者をいう。

(設置)

第3条 船着場の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
五反田船着場	品川区西五反田一丁目10番地先

五反田ふれあい水辺広場船着場	品川区東五反田二丁目9番11号地先
東海橋船着場	品川区北品川三丁目11番22号地先

(用途)

第4条 船着場の用途は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域振興に資するイベント、レクリエーション等を実施する船舶の発着
- (2) 学校教育その他学術研究を目的とする船舶の発着
- (3) 舟運事業の用に供する船舶の発着
- (4) 災害その他事故の対応のために使用する船舶の発着
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(利用時間)

第5条 船着場（非動力船による利用を除く。）の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

- 2 非動力船による船着場の利用時間は、午前6時から日没までとする。
- 3 前各項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(利用者)

第6条 船着場を利用することができる者は、次に掲げる要件に適合するものとして、区の利用者登録の承認を受けたものとする。

- (1) 第4条に規定する用途で船着場において活動または事業を行う団体または事業者（区が認める公の組合等に属している、または区が認める組織の承認を受けた者に限る。）であること。
- (2) 法令等の規定に基づき、適法に航行できる船舶（非動力船を除く。）または、安全な航行が可能な非動力船を有すること。

(利用者登録の申請)

第7条 次条に規定する利用者登録の承認を受けようとする団体または事業者（以下「申請者」という。）は、利用者登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 団体または事業者の組織の登録、活動目的等がわかるもの（定款、会則等）
- (2) 事業者の場合は、区が認める公の組合等に属していることがわかるもの。ただし、区が認める公の組合等に属さない場合は、区が認める組織の承認を受けたことを示すものとする。
- (3) 船舶（非動力船を除く。）を利用する場合は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の船舶検査証書の写しおよび船舶傷害保険証の写し

- (4) 用船契約等の船舶を登録する場合は、用船契約書等の写し
 - (5) 非動力船を利用する場合は、非動力船の種類、安全管理、活動内容等の詳細がわかる書類
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの
- 2 前項各号に規定する書類のうち有効期限があるものは、当該有効期限を経過する前に、有効期限を延長した当該書類を提出するものとする。

(利用者登録の承認等)

第8条 区長は、前条に規定する申請をした申請者について、同条第1項に規定する利用者登録申請書等に基づき、第6条各号の要件に適合すると認めるときは当該申請者の利用者登録を行い、利用者登録承認通知書（第2号様式）により申請者に通知し、適当でないと認めるときは利用者登録不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

- 2 利用者登録の期間（以下「登録期間」という。）は、利用者登録を行った日から利用者登録を行った日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

(利用者登録の更新)

第9条 利用者登録を更新しようとする者は、登録期間満了の日の1カ月前までに、利用者登録更新申請書（第4号様式）により区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する更新の申請をした者について、利用者登録の更新を承認することが適当と認めるときは当該申請者の利用者登録更新を行い、利用者登録更新承認通知書（第2号様式）により申請者に通知し、適当でないと認めるときは利用者登録更新不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知する。
- 3 登録期間を満了した場合であって、利用者登録の承認を受けた者（以下「登録者」という。）より第1項の申請が行われなときは、当該申請者の利用者登録を抹消するものとする。

(利用者登録に係る申請内容の変更)

第10条 登録者は、第7条第1項に規定する利用者登録の申請の内容（以下「申請内容」という。）に変更が生じた場合は、利用者登録変更申請書（第5号様式）を速やかに区長に提出しなければならない。

(利用者登録承認の取消し)

第11条 区長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると判断するときは、当該登録者の利用者登録の承認を取り消すことができる。承認を取り消す場合は、利用者登録取消し通知書（第6号様式）により通知する。

- (1) 法令および条例に違反したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により利用者登録の承認を受けたことが判明したとき。
- (4) 申請内容に異なる点があることが判明したとき。

- (5) 船着場の利用において、他の登録者に著しく不利益を与えていることが判明したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反する等、区長が適当でないとき。

(利用の申請)

第12条 登録者は、船着場を利用しようとする場合は、利用申請書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項に規定する利用の申請は、次の各号に掲げる登録者の区分に応じ、当該各号に定める期間内で、当該申請の順序により受け付ける。

(1) 第4条第1号または第2号に規定する用途で船着場を利用する登録者 船着場を利用する日の属する月の6カ月前の月の1日（その日が次項に規定する受付除外日（以下「受付除外日」という。）に当たるときは、同月の直近の受付除外日でない日とする。）

から船着場を利用する日の3日前（受付除外日を除いて、数えた日数とする。）まで

(2) 第4条第3号に規定する用途で船着場を利用する区内事業者 船着場を利用する日の属する月の4カ月前の月の1日（その日が受付除外日に当たるときは、同月の直近の受付除外日でない日とする。）から船着場を利用する日の3日前（受付除外日を除いて、数えた日数とする。）まで

(3) 第4条第3号に規定する用途で船着場を利用する登録者（区内事業者を除く。） 船着場を利用する日の属する月の2カ月前の月の1日（その日が受付除外日に当たるときは、同月の直近の受付除外日でない日とする。）から船着場を利用する日の3日前（受付除外日を除いて、数えた日数とする。）まで

3 受付除外日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日および土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

4 前2項の規定にかかわらず、区長が必要と認めるときは、第2項に規定する申請の期間以外の期間に利用の申請ができるものとする。

(利用の承認等)

第13条 区長は、前条に規定する利用の申請をした登録者（以下「利用申請者」という。）について、船着場の利用を承認することが適当と認めるときは、利用承認通知書（第8号様式）により利用申請者に通知する。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を承認しないものとして、利用不承認通知書（第9号様式）により利用申請者に通知する。

(1) 公益を害するおそれがあると認めたとき。

(2) 秩序を乱すおそれがあると認めたとき。

(3) その他管理上支障があると認めたとき。

3 区長は、第1項に規定する利用の承認に際して、利用申請者に管理上必要な条件を付けることができる。

(利用条件の変更等)

第14条 前条第1項に規定する利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、第12条第1項の利用申請書の内容に変更が生じた、または利用の申請を取り下げる場合は、利用日の前日（その日が受付除外日に当たるときは、その日前のその日に最も近い受付除外日でない日とする。）までに利用変更等申請書（第10号様式）を区長に提出し、その承認を得なければならない。

(利用承認の取消し等)

第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると判断するときは、利用を停止し、または利用の承認を取り消すことができる。この場合において、区長は、当該利用の停止または利用の承認の取消しに起因する利用者に係る一切の費用を負担しないものとする。

- (1) 利用者が法令および条例に違反したとき。
 - (2) 利用者がこの要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 災害その他事故により船着場を利用できなくなったとき。
 - (4) 災害その他事故の対応のために船着場を利用するとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反する等、区長が必要と認めるとき。
- 2 区長は、前項に規定する利用の停止または利用の承認の取消しをするときは、利用承認取消し(利用停止)通知書（第11号様式）により利用者に通知する。

(適用除外)

第16条 第6条から前条までの規定は、第4条第4号または第5号の用途で船着場を利用する場合には、適用しない。

- 2 前項の場合において、船着場を利用するときは、利用報告書（第12号様式）を区長に提出しなければならない。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、船着場の利用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の承認を取り消され、または利用を停止されたときも同様とする。

(遵守事項)

第18条 利用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）、港則法（昭和23年法律第174号）、東京都水上安全条例（平成30年東京都条例第46号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）等、関連する法令等の規定
- (2) 東京湾の運河利用のルール・マナー（東京港運河利用ルール検討会発行、事務局東京都港湾局）、目黒川通航マナー（品川区発行）、非動力船の利用ルール（品川区発行）等に記載する内容

(禁止行為)

第19条 利用者は、船着場において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 飲酒し、または喫煙すること。
- (2) 工作物を設置すること。
- (3) 火気を使用し、または危険物を持ち込むこと。
- (4) 騒音等の近隣の迷惑になる行為をすること。
- (5) 利用の権利を譲渡し、または転貸すること。
- (6) 物品の販売その他の営業行為をすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、船着場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害賠償)

第20条 利用者は、船着場の利用に際して、施設、備付けの器具類等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、または免除することができる。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は防災まちづくり部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年12月15日から適用する。
- 2 船着場の利用について必要な手続は、この要綱の適用の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

利用者登録申請書

品川区長

(申請者) 住所
名称
代表者

下記のとおり利用者登録を申請します。

記

利用者登録船着場名	
団体または事業者名	
所在地	〒
代表者名	
担当者の連絡先	氏名： E-mail： 電話番号：
事業の形態 ※いずれかの番号および登録する船舶に○	1 団体（動力船・非動力船） 2 品川区内の事業者（動力船・非動力船） 3 品川区外の事業者（動力船・非動力船）
添付書類 ※添付書類全ての番号に○	1 団体または事業者の組織の登録や活動目的がわかるもの（定款、会則等） 2 事業者の場合は、区が認める公の組合等に属していることがわかるもの または区が認める組織の承認を受けたことを示すもの 3 船舶（非動力船はのぞく）を利用する場合は、船舶安全法第9条第1項に規定する船舶検査証等の写しおよび船舶傷害保険証の写し 4 用船契約等の船舶を登録する場合は、用船契約書等の写し 5 非動力船を利用する場合は、非動力船の種類、安全管理の実施状況およびイベント内容等の詳細がわかるもの 6 前各号にかかげるもののほか、区長が必要と認めるもの ()

(別紙)

年 月 日

利用者登録内容一覧

事業の許可証等の有効期限

許可証等の名称	許可日	有効期限
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日

登録船舶

番号	船舶名	規格 (全長×全幅×高さ)	船体番号	船舶検査証の 有効期限	用船契約 の有無
		× × m トン			
		× × m トン			
		× × m トン			
		× × m トン			
		× × m トン			
		× × m トン			
		× × m トン			
		× × m トン			
		× × m トン			

※船舶（非動力船はのぞく）を利用する場合、船舶の大きさは、全長15m、幅4.6m、喫水2mを上限とする。

※非動力船においては本用紙は記入不要

利用者登録（更新）承認通知書

（申請者） 様

品川区長 印

下記のとおり利用者登録（更新）を承認します。

記

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新
------	---

団体または事業者名	
所在地	
代表者名	
登録期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

利用者登録番号	
---------	--

備考	
----	--

第3号様式（第8条、第9条関係）

第 年 月 日
号

利用者登録（更新）不承認通知書

（申請者） 様

品川区長 印

下記の理由により利用者登録(更新)を不承認とします。

記

通知区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新
不承認理由	

利用者登録更新申請書

品川区長

(申請者) 住所
 名称
 代表者

下記のとおり利用者登録更新を申請します。

記

既存利用者登録番号	
団体または事業者名	
所在地	〒
代表者名	
担当者の連絡先	氏名： E-mail： 電話番号：
事業の形態 ※いずれかの番号および登録する船舶に○	1 団体（動力船・非動力船） 2 品川区内の事業者（動力船・非動力船） 3 品川区外の事業者（動力船・非動力船）
添付書類 ※添付書類全ての番号に○	
1 団体または事業者の組織の登録や活動目的がわかるもの（定款、会則等） 2 事業者の場合は、区が認める公の組合等に属していることがわかるもの または区が認める組織の承認を受けたことを示すもの 3 船舶（非動力船はのぞく）を利用する場合は、船舶安全法第9条第1項に規定する船舶検査証等の写しおよび船舶傷害保険証の写し 4 用船契約等の船舶を登録する場合は、用船契約書等の写し 5 非動力船を利用する場合は、非動力船の種類、安全管理の実施状況およびイベント内容等の詳細がわかるもの 6 前各号にかかげるもののほか、区長が必要と認めるもの ()	

利用者登録変更申請書

品川区長

（申請者） 住 所
名 称
代 表 者

下記のとおり利用者登録内容に変更がありましたので申請します。

記

利用者登録番号	
団体または事業者名	
所在地	〒
代表者名	
担当者の連絡先	氏名： E-mail： 電話番号：
変更内容	
変更理由	
添付書類	

第6号様式(第11条関係)

第 年 月 日
号

利用者登録取消し通知書

(申請者) 様

品川区長 印

下記の理由により利用者登録を取消しとします。

記

取消し理由	
-------	--

利用申請書

品川区長

(申請者) 住所
 名称
 代表者

下記のとおり利用を申請します。

記

利用者登録番号			
団体または事業者名			
利用船着場名			
担当者の連絡先	氏名：	E-mail：	
	電話番号：		
利用日時	年 月 日		
	出航時： 時 分 から 時 分 まで		
	帰航時： 時 分 から 時 分 まで		
	その他：		
利用目的	地域イベント等・舟運事業・学校教育等・その他		
	詳細：		
利用船舶 (非動力船以外)	登録船舶番号		船名
	船体番号		旅客定員 (利用人数) 人 (人)
	用船契約の有無		有 ・ 無
利用船舶 (非動力船)	船舶の種類		隻数 隻
	利用人数		人

※利用できる時間は、10分単位ごととする。

利用承認通知書

(申請者) 様

品川区長 印

下記のとおり申請を承認します。

記

利用者登録番号	
利用日時	年 月 日 出航時： 時 分 から 時 分 まで 帰航時： 時 分 から 時 分 まで その他：
利用船着場 利用船舶	
利用条件	1 安全には十分留意すること。 2 目的以外の利用はしないこと。 3 利用中の事故等については、利用者の責任においてすべて対処すること。 4 門扉の開閉および施錠管理を確実にを行うこと。 5 利用者以外が船着場に入らないよう留意すること。 6 利用後、片づけ・清掃を行うこと。 7 利用時間は厳守すること。 8 台風や雨天等により河川の増水が見込まれるまたは増水している時は利用しないこと。 9 上記のほか、要綱で定める事項を遵守すること。
備考	

※船着場の円滑利用のため、利用者間調整が必要と判断した場合、担当者の名前と連絡先を他の利用申請者へ伝えることがあります。

利用不承認通知書

（申請者） 様

品川区長 印

年 月 日付で申請がありました 船着場の利用について、下記の理由により不承認とします。

記

利用者登録番号	
不承認理由	

利用変更等申請書

品 川 区 長

(申請者) 住 所
名 称
代 表 者

下記のとおり利用に変更がありましたので申請します。

記

利用者登録番号	
利用船着場名	
担当者の連絡先	氏名： E-mail： 電話番号：
利用変更の項目 (複数選択可)	目的変更 ・ 時間変更 ・ 船舶変更 ・ 利用取りやめ ・ その他
変更内容	変更前： 変更後：
変更理由	

※利用日および利用船着場の変更をする場合は、本様式にて利用取消しを行い、改めて「利用申請書（第6号様式）」を提出すること。

利用承認取消し(利用停止)通知書

(申請者) 様

品川区長 印

年 月 日付で承認しました 船着場の利用について、下記のとおり利用承認の取消し (利用停止) とします。

記

取消し(利用停止)理由		1 利用要綱の規定に違反したため。 2 事故等により船着場が利用できなくなったため。 3 その他 ()
取 消 内 容	利用者登録番号	
	利用日時	年 月 日 出航時： 時 分 から 時 分 まで 帰航時： 時 分 から 時 分 まで その他：
	利用船舶	

利用報告書

（あて先）品川区長

（申請者） 住 所
 名 称
 代 表 者

下記のとおり利用を報告します。

記

団体または事業者名				
利用船着場名				
担当者の連絡先	氏名：	E-mail：		
	電話番号：			
利用日時	年 月 日			
	出航時：	時 分 から	時 分 まで	
	帰航時：	時 分 から	時 分 まで	
	その他：			
利用目的				
利用者登録番号	有（利用者登録番号： ） ・ 無			
利用船舶 （非動力船以外）	船 名		船体番号	
	用 船 契 約 の有無	有 ・ 無	旅客定員 （利用人数）	人 （ 人）
利用船舶 （非動力船）	船舶の 種類		隻数	隻
	利用人数	人		